

なお、お手元の議案審査報告書につきましては朗読を省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、一般会計より繰入金の一人当たりの金額、二十六市の状況について伺いたい。また、繰越金が入金及び被保険者一人当たりの医療費等について資料を提出するように要求しておきました。

また、委員より、今回の補正予算で繰入金を減額するという点から、これは保険税を値上げしたことから、また、来年度以降の国保会計について不安が残るという点からも、反対であるという表明がなされました。

また、繰越金が入金された理由は、前年度と比較して医療費が伸びず、低くおさまったのが主な理由であるとの答弁がなされました。なお、ここで資料として六十三年国保会計決算審査のときに、二十六市の繰入金及び被保険者一人当たりの医療費等について資料を提出するように要求しておきました。

また、委員より、国保の医療費が抑えられたということは、市が他の方面で市民の無料検診を行う等、予防検診に費用をかけているからであって、早期発見によって高額医療費が減るということは、まことにすばらしいことであるというような賛成意見がございました。

その後、起立によりお諮りいたしましたところ、賛成多数で原案を可決すべきものと決定をした次第でございます。

何とぞ、当委員会決定どおり御可決いただきますようお願いを申し上げまして、報告を終わります。

○議長(仲村清信君)

以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君)

以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十二番原 敏子君。

(十二番 原 敏子君登壇)

○十二番(原 敏子君)

議案第八十六号 平成元年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)につきまして、日本共産党議員団を代表いたしますので、反対討論を行います。

本補正予算は、六十三年度決算見込みによる前年分の精算分と、繰越金の増によるものと、その繰越金増に伴う一般会計からの繰入金を減額しようとするものが主なものとなっております。繰越金が増となった主たる要因は、医療費が対前年度比、約七%減になったことと、税の徴収率が約一・一%増となったことによるものです。その結果、一億十萬八千円の繰越金となったものです。繰越金が増になったから、一般会計からの繰入金を三千五百三十九萬五千円減額して、繰入金総額を二億四百六十萬五千円とするこの補正予算に反対するものです。繰入金の二億四百六十萬五千円のうち、保険基盤安定繰入金が一千万四千九百九十九円です。純然たる繰入金は一億九千九百九十九萬五千円となります。繰入金を六十三年度決算見込みで、他市町村と比較してみますと、補正前の二億四千萬元では三十二組合の下から十八番目ということです。一人当たりの金額にして、平均では一萬四千三百八十一円ですが、福生市は一萬三千八百九十九円であり、これが平成元年度当初では、一人当たりが一萬二千七百五十九円となり、さらにこの補正予算で減額をしますと、一萬一千二百二十九円となり、他市町村の平均よりも三千三百六十九円も低い繰入金額となります。順位も相当に下がることとなります。

また、この特別会計は当初予算を組むに当たり、保険税の税率改正を行い、税の値上げを行いました。税の値上げ分は、金額にして約三百万円弱です。今回の補正予算で繰越金は一億十萬八千円ですから、平成元年度の保険税の値上げはしなくても済んだという結果になりました。税の値上げをしなければ、都の

ペナルティーの額がふえるとか、当初予算が組めないとかという説明がありました。私は当初予算のときも、繰入金を増額すれば予算を組むことはできるし、繰入金を増額して税の値上げは行うべきではないと主張してきました。にもかかわらず、都のペナルティーがかかり、国保会計が大変だからという理由で、保険税を四年連続で値上げをし、市民、被保険者に多大な生活難を強いてきました。医療費が低くなったのも、被保険者の方々の努力があります。それなのに、これまた繰入金を減額しようという措置をとろうとしています。青森県の藤崎町では、国保会計が黒字になったとして、国保税三〇％の引き下げ、一世帯当たり平均で約五万円の引き下げを四月にさかのぼって実施することを、つい先日決めました。当市でも、医療費の減で繰越金が増となったのですから、被保険者に還元すべきであります。繰入金三千五百万円余りを藤崎町のように考えますと、一人当たり約二千円の還元ができることになります。少なくとも、繰越金総額を予備費とすべきではないでしょうか。

以上、申し述べましたように、今回の補正予算は、市民、被保険者の立場に立たないものであります。国民健康保険は、国民皆保険制度として国が責任を持つものです。国民すべてが保険に入るようにと、社会保険等に入っていない人々を対象にしたものですから、全国的に見ましても、国保加入者は低所得者が多いといわれています。このような国保の被保険者の暮らしを守る地方自治体、保険者は国に対し、その責任を果たすこと、すなわち補助金の増額と増額の訴え、都に対しては、何ら根拠もないペナルティーをやめるように、毅然とした態度で申し入れるべきであります。本来、国民健康保険は国民の命と暮らしを守るべきものであります。

本補正予算（第一号）につきましても、繰越金は被保険者に還元するか予備費に予算化すべきで、繰入金を減額にするなど、到底認められないことを繰り返し申し述べまして、私の反対討論といたします。

○議長（仲村清信君） 次に、賛成者五番須釜亮次君。

（五番 須釜亮次君登壇）

○五番（須釜亮次君） 御指名をいただき、議案第八十六号 平成元年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）につきまして、賛成討論を行います。

この補正予算は、ただいまの委員長報告にもありますように、厚生委員会において賛成多数をもって可決されたのでありますが、その内容は御案内のとおり、国民健康保険特別会計予算は昭和六十二年より被保険者の負担軽減を図り、安定運営のために一般会計より二億四千万円の繰入金をもって、現在に及んでおります。平成元年度当初予算においても、前年度同額の二億四千万円を計上したのでありますが、昭和六十三年度の決算においては、保険税の見直し、健康管理に関する被保険者の自覚と関係医療機関の適切な指導、福生市国保運営の努力を評価した東京都からの調整交付金の交付等の総合的成果として、保険給付費のうち、療養諸費において約四千四百八十八万八千円及び老人保険拠出金において約四千八百六十五万五千円の合計八千八百五十九万三千円等の不用額が見込めるものとなりましたのであります。

この意味するところは、昨年度における一般被保険者療養給付費や老人医療にかかわる給付が、例年に比較して、極端に減少した結果であり、換言すれば、被保険者の健康管理に関する意識の向上による病気の発生率の低下が指摘されるなどにあり、当年度におきましても、同様の状況が推定されるところであります。

また、独立運営を求められる国保特別会計の繰入金は、制度化された既得権ではなく、二億四千万円という金額も固定化された絶対的な性格を有するものではなく、あくまで行政的な予算措置としての執行であり、国保会計に対する長年にわたり一般会計からの繰入金により運営されてきた国保運営の経過と行政需要の山積する福生市の一般財政状況を勘案し、多額の不用額が見込める当該年度国保会計の一般会計からの繰入金、当初予算二億四千万円から三千五百三十九万五千円を減額し、繰越金に余裕を持たせようとする本予算に対し、まことに適切な処置として高く評価するものであります。

また、繰入金の減額補正を骨子とする予算措置により、長年、国保運営に理解と協力を示された一般市民への感謝の意味合いからも、また、今後の国保運営に対し、さらに一層の理解と認識が深まることを期待して、賛成討論といたします。（拍手）

○議長（仲村清信君） 以上で討論を終わります。

これより議案第八十六号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。
お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(仲村清信君) 起立多数であります。よって議案第八十六号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(仲村清信君) 日程第十三 議案第八十七号 平成元年度福生市下水道事業会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 野口秀世君登壇)

○建設委員長(野口秀世君) 御指名をいただきましたので、議案第八十七号 平成元年度福生市下水道事業会計補正予算(第二号)につきまして、審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者より内容の説明を受けた後、質疑に入りましたところ、特に質疑もなく、その後お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長(仲村清信君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第八十七号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十七号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(仲村清信君) 日程第十四 議案第八十八号 福生市指定金融機関の指定についてを議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 林田 武君登壇)

○総務委員長(林田 武君) 御指名をいただきましたので、議案第八十八号につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、二行を指定するに当たって高い評価という点について伺いたいとの質疑に、選定基準ということで、二十項目を設けて、七つの金融機関から説明を聞いた中での高い評価であるとの答弁がありました。

また委員より、二十項目についての資料要求があり、提出されました。

委員より、市役所横に現在ある現金自動入出機の扱いはどうするのかとの質疑に、現在のものは、市民によく利用されているので残し、また西武信用金庫が置くのであれば、あわせて設置するように検討すると答弁がありました。

委員より、指定金融機関は三年交代で今後もいくのか。西武信用金庫及び三井銀行を指定している自治体はあるのか。指定金融機関の指定に当たり、事務的な準備等はどうなるのかとの質疑に、六年後にこの二行を入れて、また選定する。他市についても、数行を選定し数年交代としている形があり、福生市でもそのような形でお願いしたい。近隣自治体においては、西武信用金庫は昭島市において行っているが、三井銀行はない。事務的には、議決後、三カ月の間に支障のないようにやっていくとの答弁がありました。また委員より、指定金融機関の選定基準の中の職員給与計算事務の関係では、市職員の給料を袋詰めに行っているようだが、口座振替としてはどうかとの質疑に対し、給与は個人のものであり個人の意思を尊重して、職員の口座振替は希望性で行っている。他市においても、同様な方法で行っているのが実態であるとの答弁がありました。

全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第八十八号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」、「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（仲村清信君） 起立多数であります。よって議案第八十八号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（仲村清信君） 日程第十五 議案第八十九号 市道路線の認定についてを議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 野口秀世君登壇）

○建設委員長（野口秀世君） 御指名をいただきましたので、議案第八十九号 市道路線の認定について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

本件は審査に先立ち、現地視察を行った後、理事者の説明を受け質疑に入りました。

委員より、市道三一二号線に関連して、住民の方が手前側も関連して拡幅するような説明を二、三日前に受けたという話だが、その点はどうか。

理事者より、起点の一一二七一二から続いている道路の話だが、大変複雑な形をした道路であり、できることなら起点から奥まで真っすぐな四メートルの道路にしたいということで、手前の方の角の方に御協力をいただけないかという話をしたところであるとの答弁があり、委員より先日の駐車場の問題のようなトラブルが起こってくることも考えられるので、話し合いを十分した上で工事にかかっていたいただきたいとの要望がありました。

また委員より、起点の鉄塔のところから真っすぐに入っていく道は、奥の道よりも狭いと思うが、これを拡幅する計画があるかどうか。

理事者より、わらつけに出る道も国道一六号線に出る方も非常に狭い道なので、狹隘道路の整備の中で、

地域の皆さんの御協力がいただけるよう努力していきたいとの答弁がありました。

委員より、三一二号線の排水の関係で、一番奥に吸い込み層ができていますが、つくってから相当たっていると思う。舗装すると、雨水の処理がどうなるのか心配だがその点はどうかとの質疑に、理事者より御指摘のとおりだが、現段階ではこの吸い込み層を活用するか。あるいは同様のものをつくる形にせざるを得ない。それで対処できるかどうか懸念しているところであるが、今のところ、勾配の関係からここにとらないと、民地の方が低くなってしまいうので、ここにとらざるを得ない。今後は、もう少し抜本的な考えを出していきたいとの答弁がありました。

委員より、排水のことは早急に考えていかなければならない。設計して工事に入るといっても、その部分なしには設計できないわけだから、考えてほしい。

また、公園の水が道路に出るようなことがあると、吸い込みでは処理し切れなくなってくるのだろうか、公園は公園で道路に水が出ないような処理の方法を考えてほしいとの要望があり、その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第八十九号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君）

御異議なしと認めます。よって議案第八十九号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（仲村清信君）

日程第十六 陳情第一—九号

義務教育費国庫負担制度の堅持と削減、除外された費用の復元を求める陳情書

日程第十七 陳情第一—十号

義務教育費国庫負担法の改正に反対し、これまで除外・削減された費用の復元を求める陳情書

の二件を一括して議題といたします。

本二件については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 林田 武君登壇）

○総務委員長（林田 武君） 御指名をいただきましたので、陳情第一—九号、陳情第一—十号につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

委員より、本件については、既に昨年二度にわたり意見書を関係方面に出しているが、今日まで進展していないことから採択されたいとの意見があり、全員異議なく採択と決定いたしました次第です。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより陳情第一—九号及び陳情第一—十号について一括して採決いたします。

本二件に対する委員長の報告は採択であります。
お諮りいたします。

本二件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 御異議なしと認めます。よって陳情第一一九号及び陳情第一一十号の二件は委員長の報告のとおり採択されました。

暫時休憩いたします。

午前十一時五十八分 休憩

午後三時 十分 開議

○議長(仲村清信君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十八 議案第九十号 昭和六十三年度福生市一般会計決算認定についてを議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

(収入役 内田和雄君登壇)

○収入役(内田和雄君) 御指名をいただきましたので、議案第九十号 昭和六十三年度福生市一般会計歳入歳出決算につきまして、御説明申し上げます。

おかげさまをもちまして、昭和六十三年度の一般会計は、国家財政の厳しい状況のもとにおきまして、健全なる財政運営を通じまして、一定の成果を上げられましたことは、これはひとえに議員先生並びに市民の皆様の深い御理解と御協力のたまものと存じまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。なお、今後ともよろしくお願い申し上げます。

さて、決算の内容について御説明申し上げます前に、昭和六十三年度の市の財政一般について、普通会計ベースでその概要について、若干申し上げさせていただきます。なお、千円未満の端数につきましては、一部省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、収支の状況から見ますと、歳出の伸び率が歳入の伸び率を若干上回り、また、実質収支は二億六千七百十二万六千円でございます。また、単年度収支におきましては、前年度と比較しまして四億四千八百四十六万四千円の大幅な減となっております。これは、市税利子割交付金、寄附金等の伸びにもかかわらず、普通建設事業費の中の補助事業が減少していることに伴い、国庫支出金、地方債の落ち込み等、基金繰入金の減によるものでございます。歳出につきましては、相対的には七・一％の伸び率でございます。この中では、義務的経費が三・二％の増加を示しておりますけれども、これは、主として人件費の増高によるものでございます。義務的経費は全体指数の三九・三％を占めております。それから、投資的経費は八・一％の減となっておりますが、これは補助事業が少なく、単独事業において一一・二％の増加を示しております。

以上が、歳入歳出の概要でございますが、なお、その他財政指数について若干申し上げますと、経常的収支比率は七〇・一％で、前年度と比較して一・八％の減でございます。また、公債費比率は九・八％で、前年度より〇・二％下がっております。それから、基金の総額でございますが、七十九億一千八百六十九千九百円、前年度と比較いたしまして十八億四千二百四十万六千九百円、前年度と比較いたしまして六千七百九十万七千九百円の減となっておりまして、また、債務負担行為は五十二億六千四百六十四万六千九百円、前年度と比較いたしまして二十二億五千四百七十七万七千九百円、一七・四・七％の増となっております。これは、片倉跡地並びに熊川緑地等の用地について、土地開発公社に取得させております関係で大幅に増加したものでございます。

それでは、本題に戻りまして歳入歳出の決算の概要について、御説明申し上げますと存じます。

お手元の決算書の一ページから二ページの総括表がございしますが、予算総額は歳入歳出とも百四十七億八百三十二万九千九百円でございまして、これは予算額におきまして、前年度と比較いたしまして六・四％、八億八千八百八十五万円の増となっております。歳入決算額は百四十七億六千九百六十一万五千九百九十二円、収入率は一〇・四％でございます。また、歳出決算は百四十四億八千八百六十六万六千二百三十九円、執行率は九八・五％でございます。歳入歳出残額は二億八千八百四十四万四千三百五十三円でございまして、

これは翌年度への繰越金でございます。なお、この繰越金の中には、繰越明許費として一般財源二千三百十六万九千円が含まれております。

それでは、歳入から御説明申し上げますので、決算書の七ページ並びに八ページをお開きいただきたいと思ひます。

まず、第一款の市税でございますが、収入済額は六十四億七千七百十六万九千九百円でございます。収入率は、予算に対して一〇・八％でございます。全体に占める歳入決算額の構成費は四三・九％でございます。また、前年度と比較いたしまして三・九％の伸びを示しております。

市民税におきましては三・八％。

固定資産税が六・四％の伸びを示し、この市民税と固定資産税が税收の中で占める割合は八四・七％になっております。

それから、市税全体の徴収率は九六・三％で、前年度と比較いたしまして〇・一％上昇しております。また、不納欠損額は一千三百三十六万四千七百五十一円で、前年度と比較いたしまして八十万六千九百九十三円の減、また、件数では千八百八十一件で二百四十件の減となっております。それから、収入未済額は二億三千八百三十七万五千二百六十六円でございます。前年度とはほぼ同額に近いものでございます。

次に、第二款の地方譲与税につきまして、前年度と比較いたしまして百九十五万一千円の増となっております。

次に、第三款の利子割交付金につきましては、昭和六十二年度の税制改革に伴い、昭和六十三年から新設されました交付金で、一億九千九百九十四万一千円の収入となっております。

次に、第四款自動車取得税交付金につきましては、前年度と比較いたしまして三千八百七十九万四千円の増となっております。

次に、第五款国有提供施設等所在市町村助成交付金等につきましては、前年度と比較いたしまして九十七万四千円の増となっております。

次に、第六款地方交付税につきましては、前年度と比較して三百八十五万五千円の減となっております。

て、これは基準財政収入額の伸びに伴うものでございます。

次に、九ページ並びに一〇ページをお開きいただきたいと思ひます。

第七款交通安全対策特別交付金につきましては、前年度と比較いたしまして二百二十二万三千円の減となっております。

次に、第八款分担金及び負担金につきましては、前年度と比較いたしまして二百三十五万四千円の増となっております。

次に、第九款使用料及び手数料につきましては、前年度と比較いたしまして百八十六万八千九百円の増となっております。主たるものとしたしましては、土木使用料でございます。

次に、第十款国庫支出金につきましては、前年度と比較いたしまして五・七％、金額で一億一千八百八十九千九百円の減額となっております。これは、国庫補助金のうち、教育費国庫補助金が前年度と比較いたしまして一億五千八百八十二万三千九百円の減額で、その主なものとしたしましては、熊川地域体育館の関係でございます。また、民生費国庫補助金で不燃ごみ圧縮減容機設置事業が六十二年度事業であったためによるものでございます。

次に、第十一款都支出金につきましては、前年度と比較いたしまして一千百十二万三千九百円の増となっております。主なものとしたしましては、土木費委託金のうちの国土利用計画法監視区域事務費の増によるものでございます。

次に、第十二款財産収入につきましては、前年度と比較いたしまして二千二百六十六万八千九百円、一〇・五％の増となっております。

次に、十一ページ並びに十二ページをお開きいただきたいと思ひます。

第十三款寄附金につきましては、前年度と比較いたしまして一億四千六百七十七千円の増となっておりますが、これは宅地開発指導要綱に基づく一般寄附金が主なものでございます。

次に、第十四款繰入金につきましては、前年度と比較いたしまして一億四千四百八十九万六千九百円の減額となっておりますが、これは、基金への繰り入れがなかったためによるものでございます。

次に、第十五款繰越金は七億三千六百三十九万八千余円でございます。

次に、第十六款諸収入につきましては、前年度と比較いたしましたして四百三万二千余円で、一・三%の増となっております。主なものとしたしましては、大変御迷惑をおかけいたしました自動車事故等の損害保険金でございます。

次に、第十七款市債につきましては、前年度と比較いたしましたして二億四千二百九十万円の減額となっておりますが、これは教育関連の事業がなくなったためのものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

一三ページから十四ページをお開きいただきたいと思います。

まず第一款の議会費でございますが、執行率は九八・一%で、不用額が四百十二万三千余円出ておりますが、旅費において二百二十三万九千余円、需用費で八十六万九千余円がその主なものでございます。

次に、第二款総務費の執行率は九八・五%で前年度と比較いたしましたして二千七百十九万八千余円の増となっております。また、繰越明許費の三百七十五万円につきましては、市史資料関係の印刷製本費でございます。

第一項の総務管理費では、前年度と比較して一千五百七万余円の増でございます、主に人件費、庁舎増築基金の積立金の増でございます。

第二項の徴税費につきましては、ほぼ前年度と同様でございます。

第三項の戸籍住民基本台帳費につきましては、前年度と比較いたしましたして一千三百三万三千余円の増となっておりますが、これは人件費及び狭山火葬場組合の負担金の増によるものでございます。

第四項選挙費につきましては、前年度と比較いたしましたして二百二十二万二千余円の減となっておりますが、これは選挙の回数減によるものでございます。

第五項統計調査費につきましては、前年度と比較いたしましたして三百六十四万六千余円の増となっておりますが、これは六十三年度において商業統計調査及び住宅統計調査が実施されたためによるものでございます。

第六項監査委員費については、ほぼ前年度と同様でございます。

次に、第三款民生費につきましては、執行率は九七・七%で、前年度と比較いたしましたして三・三%、九千七百八十二万一千余円の増となっております。

第一項の社会福祉費におきましては、前年度と比較いたしましたして八千七百八十六万八千余円の増となっております。主なものとしたしましては、扶助費が増となっております。

次に、第二項の児童福祉費につきましては、民生費の四〇%を占めております。前年度と比較いたしましたして〇・八%、一千万八千余円の増となっております。主なものとしたしましては、児童措置費の福生、熊川保育園運営委託料及び扶助費でございます。

次に、第三項の生活保護費につきましては、前年度とほぼ同様でございます。不用額は民生費全体で七千四百三十一万一千余円ございますが、主なものとしたしましては、扶助費関係で四千五百六十一万八千余円、委託料関係で一千八十三万九千余円でございます。

次に、第四款衛生費につきましては、執行率は九八・五%で、前年度と比較して六千五百九十八万五千余円の減となっております。これは、歳入の国庫支出金で御説明申し上げました不燃ごみ圧縮減容機設置事業が六十二年度事業であったためによるものでございます。また、衛生費全体では、清掃関係の事業に多くの費用がかかり、その主なものは清掃事務費関係で一億八千八百二万余円、じん芥い処理費関係で一億三千四百十一万余円、不燃物処理費関係で七千二百八十六万六千余円が、その主なものでございます。また、不用額につきましては、各種の委託料関係が主なものでございます。

次に、第五款労働費につきましては、執行率は六二・四%でございます。不用額の五十九万三千余円につきましては、民間日雇い労働者特別手当対象人員の減によるものでございます。

次に、一五ページから一六ページをお開きいただきたいと思います。

次に、第六款農林水産業費につきましては、執行率は九六・七%でございます、前年度と比較いたしましたして七・九%の増となっております。主なものとしたしましては、人件費及び緑化推進に要する経費千三百六十六万三千余円が主なものでございます。

次に、第七款商工費につきまして、執行率は九八・二％で前年度と比較いたしました。三〇・五％、金額で三千七百七十七万六千余円の減となっております。これは、福生武蔵野商店街振興組合モデル事業が六十二年度事業であったためでございます。また、主な支出といたしましては、中小企業振興資金貸付預託金、七夕祭りの委託金、商工会の補助金等でございます。

次に、第八款の土木費につきましては執行率は九九・一％、また、歳出全体では二四％を占めております。また、前年度と比較いたしますと二二・六％、六億四千五百余円の増となっております。繰越明許費一千七百六十一万九千円につきましては、市道一一七二号線階段改良工事七百八十八万円。下の川改修事業道路分担金九百七十三万九千円でございます。

第一項の土木管理費におきましては、人件費が主なものでございます。

第二項の道路橋梁費につきましては、前年度と比較いたしました。九四・四％、金額で六億七千八百八十八万八千余円の増でございます。主なものとしたしましては、市道一二五九号線改良事業の用地買収費五億三百六十九万五千余円、工事請負費等で五億五千二百五十一万六千余円でございます。

次に、第三項都市計画費におきまして、下水道事業会計へ繰出金九億九千四百万円、中福生公園（仮称）及び熊川緑地（仮称）新設事業費八億一千三百四十六万一千余円が主なものでございます。

第四項の住宅費におきましては、人件費及び市営住宅等管理基金積立金一千九百三十八万二千余円が主なものでございます。また、全体の不用額の一千四百七十四万一千余円につきましては、公有財産購入費及び工事請負費の入札差金でございます。

次に、第九款消防費につきましては、執行率は九九・四％でございます。前年度と比較いたしました。五・一％、金額で二千八百八十四万六千余円の増となっております。主なものとしたしましては、消防事務費と委託費、負担金及び地域防災倉庫設置事業二カ所分でございます。

次に、第十款教育費につきましては、執行率は九八％でございます。前年度と比較いたしますと三億八千二百九万四千余円の減となっております。これは、六十二年度において建設いたしました熊川地域体育館建設によるものでございます。また、不用額が五千四十四万五千余円でございます。主なものとしたし

ましては、第二項及び第三項の小・中学校費における需用費に、いわゆる光熱水費の残、工事請負費の入札差金、それから第四項の学校給食費における光熱水費の残、社会教育費のうち市民会館の光熱水費、それから第六項の保健体育費における光熱水費、工事請負費の入札差金の残がその主なものでございます。

第十一款公債費につきましては、執行率は九九・九％でございます。次に、一七ページから一八ページを開きいただきたいと思っております。

第十二款諸支出金の執行率は九九・九％でございます。前年度と比較いたしました。二一〇・二％、六億三千七百八十八万九千余円の大幅な増となっております。これは、都市施設整備基金積立金が主なものでございます。

それから、最後の予備費につきましては、総務費へ六件、二百九十一万円、消防費へ三件、五十二万四千円、それぞれ予備費から補充させていただいております。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議をいただきまして原案のとおり御認定くださるようお願いを申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 引き続き、監査委員から監査結果の報告を求めます。

（監査委員 指田保雄君登壇）

○監査委員（指田保雄君） 御指名をいただきましたので、議案第九十号 昭和六十三年度福生市一般会計決算審査の結果につきまして、御報告させていただきます。

審査に当たっては、市長から提出されました決算書類が、地方自治法等関係法令に準拠し調整されているか。予算が適正、かつ効率的に執行されているか。事務事業が経済的、効果的に執行されているか等について、関係部課長等の出席を求め、七月十七日から延べ七日間審査を実施いたしました。その結果につきましては、お手元に御配付の意見書のとおりでございますので、審査内容につきましては省略させていただきます。

当決算につきましては、関係法令の規定に従い作成されており、関係帳簿及び書類等と照合し審査を行いました結果、適法かつ適正に執行されているものと認めましたので、御報告させていただきます。

